

意見書

議員発議による意見書3件を全会一致で可決し、
関係機関宛送付しました。

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書

【要旨】住民の「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」（仮称）を早期に制定するよう強く要望します。

記

1. 防犯ボランティアの「民間交番」などの防犯拠点を整備する。
2. 子どもの安全確保のため、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置、緊急通報装置の設置を促進する。
3. 地域住民と自治体が地域の安全のために協力しやすい環境整備を推進する。

（送付先）

内閣総理大臣 福田康夫
総務大臣 増田寛也
ほか

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

【要旨】いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちのために、次の教育環境づくりを速やかに実施するよう要望します。

記

1. 子ども同士の間関係、**絆**の回復を図るための第三者機関による「いじめレスキュー隊」（仮称）を設置する。

2. 地域の中に子どもが安心して暮らす場所として「ほっとステーション」（仮称）を設置する。

3. 教員志望の学生等を家庭や学校に派遣する「メンタルフレンド制度」を全国で実施する。

（送付先）

内閣総理大臣 福田康夫
文部科学大臣 渡海紀三朗
総務大臣 増田寛也

中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

【要旨】中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑にすすめていくために、税制改正など必要な措置を講じるよう要望します。

記

1. 相続税の減免措置の拡充を図ること。

2. 事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。

3. 相続税納税の円滑化を図ること。

4. 事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

（送付先）

内閣総理大臣 福田康夫
財務大臣 額賀福志郎
経済産業大臣 甘利明
ほか

請願

後期高齢者医療制度の充実を求めるための意見書提出を求める請願

（全員賛成で採択）

【要旨】後期高齢者医療制度の問題点を解決するため、国（政府関係機関）・福岡県後期高齢者医療広域連合に対して意見書を提出されるよう請願します。

【国に対して】

1. 国の財政負担割合を引き上げること。
2. 子どもの社会保険の扶養になつていない後期高齢者等には、保険料を賦課しないこと。
3. 年金からの保険料の天引きを止めること。
4. 年齢で医療に格差（制限）を持ち込まないこと。
5. 制度の実施について、事前に住民に周知徹底し、後期高齢者の声を聞くこと。

【福岡県後期高齢者医療広域連合に対して】

1. 保険料について
①保険料が過重な負担にならないように設定すること。
②やむを得ない理由により保険料を滞納した場合には、財産差し押さえなどの制裁措置をとらないこと。
2. 後期高齢者の健康保持のための保健事業を実施すること。
3. 「広域連合運営協議会」（仮称）を設置し、当事者、関係者の意見を十分反映させること。また、運営協議会を公開すること。
4. 重要な案件を審議する場合には、公聴会を開催すること。

【請願者】

直方市山部504番地
直轄地区社会保障推進協議会
会長 吉村 拓

【紹介議員】

松本 典子

陳情

剣南小学校特別教室棟の早期改修を求める陳情

(全員賛成で採択)

【要旨】 特別教室棟の二階床面が老朽化し、平成17年9月より、約2年間にわたり使用できない状態が続いています。

このため図書室や音楽室などが使用できませんので、早期に改修されるよう陳情いたします。

【陳情者】

剣南小学校PTA

会長 黒谷淳祐

外役員一同



改修の陳情が出ている特別教室棟

雇用確保に伴う陳情

(全員賛成で採択)

【要旨】 地方財政が逼迫する中、公共工事も大幅に減少し、町内業者の経営の安定と労働者の雇用確保が懸念され、地元経済にも大きな影響を与えることが危惧されます。

町内業者育成のために、要望事項をご協議の上、ご配慮いただくよう陳情いたします。

【要務事項】

国・福岡県等に予定事業の早期着工の働きかけ

○鞍手町公共下水道の供用開始地域の拡大

○急傾斜地区等、緊急を要する工事の早期発注

○筑豊インター（仮称）の早期供用開始

○企業誘致の推進

○企業誘致の推進

【陳情者】

鞍手町地域開発協力会

理事長 水摩敏男

質疑・答弁から

鞍手町安全安心まちづくり条例

Q 町民の安全を確保し、また不安をなくすことは大変なことです。

A この条例でそれができるのですか。

Q 町民が犯罪などのない、安心して暮らすことのできる安全な町づくりのための基本的な考え方や、方向性などの理念を示し、目標の達成に向けてそれぞれの関係機関や団体の協力を求めるものです。

Q 町は、町民が自主的に行う活動に対し、情報の提供、助言などを行うとしているが、財政的な支援はどのように考えているのですか。

A 防犯協会や交通安全協会、PTAなど安全安心の取り組みをされて

いる団体に対しては、現在負担金や助成金の形で出しています。

A これからもさらに検討していきます。

Q この条例は、基本的な考え方を示す理念的な条例と言われるが、これを基に新たな事業を起す考えがあるのですか。

A すでに直方警察署管内に安全安心のまちづくり推進連絡協議会が設置され、本町からも賛同する機関や団体が参加しています。

Q この条例は、基本的な考え方を示すもので、制度、要綱、機関等が必要になると思いますが、どのように考えているのですか。

A これからいろいろな取り組みが必要になりますので、新たな条項や条例



交通安全指導をされている地域のボランティア（西川小校区）

の改正、要綱や規則などが必要になってくると思います。

Q 交差点付近は事故が発生する危険箇所です。

A 町は、責務として改善しなければならぬと思っておりますが、どのように考えているのですか。

A 交通安全対策は、町として、基本に定めて積極的に取り組んでいきます。

Q 現在小学校の下校時、3人の警察OBの方にス

クールガードリーダーをしていただいておりますが、人員が少なく、ボランティア的な活動で大変です。万一辞められて、人員が確保できなくなった場合、どのようにされるのですか。

A 団塊の世代で退職される方もおられると思いますので、その方々に応援をお願いし、積極的に取り組んでいきます。